

墨田区景観条例に基づく事前協議・届出の書類提出日の概要

平成29年6月

下表に示す手続きのうち、最初に到来する日までに『事前協議』及び『届出』の書類を提出してください。ただし、書類の不備・不足等を未然に防ぐため、提出予定の書類について、必ず事前にご相談ください。

下表は墨田区景観規則別表第1及び別表第5の抜粋です。詳細は、墨田区景観規則をご確認ください。

	手続き		事前協議申請書提出日	届出書提出日
建築物	建築基準法	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の60日前まで	申請の日の30日前まで
	集合住宅条例 ¹	第13条の規定による協議	協議の日まで (協議の日...協議申請書の提出日) 協議の日は規模によって異なるためご注意ください。	協議成立の前日まで
	開発指導要綱 ²	第5条の規定による協議	協議の日の30日前まで (協議の日...建築確認申請の日の30日前まで)	協議の日まで (協議の日...建築確認申請の日の30日前まで)
	行為の着手		着手する日の60日前まで	着手する日の30日前まで
工作物	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の60日前まで	申請の日の30日前まで
	行為の着手		着手する日の60日前まで	着手する日の30日前まで
開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日の30日前まで	申請の日まで
	開発指導要綱 ²	第5条の規定による協議	協議の日の30日前まで (協議の日...建築確認申請の日の30日前まで)	協議の日まで (協議の日...建築確認申請の日の30日前まで)
	行為の着手		着手する日の60日前まで	着手する日の30日前まで

1...墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例

2...墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱